

第129回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和7年2月12日(水)

開催場所：大阪府咲洲庁舎23階中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)千里丘駅西地区再開発ビル(摂津市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)コーナン江坂駅前店(吹田市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 出入口における入出庫について、車両の交錯が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
(仮称)バロー香里園店(寝屋川市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 出入口において、歩行者及び自転車と来退店車両の交錯が懸念されるため、交通整理員を適切に配置するなど、円滑な交通処理及び安全の確保に努めること。
ジャガーセントラルビル・イーストビル(守口市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。

<p>アクトアモーレ(高槻市) 【変更】</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p>
<p>コジマ×ビックカメラ大東店・ニトリ大東諸福 店(大東市) 【変更】</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p>